

2月のご案内

もの忘れ相談会

もの忘れや認知症のことについて悩んでいませんか？もの忘れ外来の相談員が個別相談に応じます。

日時 2月10日(月)
午後2時～3時

場所 危機管理センター

対象 本人または家族



※希望する人は、当日会場にお越しください。
 ※希望者多数の場合は、お待ちいただくことがあります。

高齢者あんしん相談

認知症や介護に関すること、成年後見制度や高齢者虐待などの相談

日程	時間	場所
3日(月)	10:00～11:00	市民センター仁尾
10日(月)		詫間ふれあい交流館
13日(木)		三豊市役所
17日(月)		三野町保健センター
18日(火)		財田町国保高齢者保健福祉支援センター
19日(水)		豊中庁舎
20日(木)		山本町保健センター

脳きらり教室

認知症予防の教室 ①元気うちから考える「もしもの時」
 ②お薬について知ろう

日程	時間	場所(内容)
3日(月)	13:30～15:00	三野町保健センター (①)
4日(火)		みとよ未来創造館 (②)
5日(水)		マリンウェーブ (②)
14日(金)		山本町生涯学習センター (①)
17日(月)		財田町国保高齢者保健福祉支援センター(②)
18日(火)		仁尾町文化会館 (①)
26日(水)		豊中町保健センター (②)

みとよ元気運動塾

転倒予防のための運動教室

日程	時間	場所
3日(月)	10:00～11:30	市民交流センター
	13:30～15:00	みとよ未来創造館
6日(木)	10:00～11:30	山本町保健センター
	13:30～15:00	財田町国保高齢者保健福祉支援センター
12日(水)	10:00～11:00	二ノ宮農業構造改善センター
19日(水)	10:00～11:30	マリンウェーブ
21日(金)	10:00～11:30	三野町保健センター
	13:30～15:00	仁尾町文化会館

オレンジかふえのお知らせ

認知症カフェ（オレンジかふえ） 運営事業者を募集します

認知症の人やその家族、地域住民、専門職など誰もが気軽に集える「オレンジかふえ」の運営を希望する団体を募集します。

関心のある人は、まずは運営事業実施者説明会へご参加ください。

運営事業実施者説明会

日時 2月20日(木)
午後3時～4時

場所 危機管理センター

※オレンジかふえ運営事業に応募するには、説明会への出席が必要です。

日程	時間	場所	申し込み・問い合わせ先
14日(金)	13:30～15:00	仁尾町文化会館	地域包括支援センター ☎73-3021
16日(日)	13:30～15:30	特別養護老人ホーム とよなか荘	とよなか荘 ☎56-6300
19日(水)	13:30～15:00	三野町保健センター (太陽の家)	みの元気塾 ☎72-1872
	13:30～15:30	山本町農村 環境改善センター	まちづくり推進隊山本 ☎63-1501
20日(木)	14:00～16:00	みんなの看多機 なないろ(高瀬町)	みんなの看多機なないろ ☎24-8911
22日(土)	14:00～16:00	野田原集落センター (財田町)	阿須波(谷口) ☎090-5712-6777
23日(日・祝)	13:30～15:00	デイサービス禅進 (山本町)	デイサービス禅進 ☎24-9333
27日(木)	13:30～15:30	マリンウェーブ	地域包括支援センター ☎73-3021

料金 100～300円

三豊市初『市民後見人』が誕生しました！ ～成年後見制度の新たな担い手～

「成年後見制度」とは？

知的障がい・精神障がい・認知症などによって、1人で決めることに不安や心配のある人をサポートする制度です。本人の代わりに家庭裁判所から選任された「成年後見人など」が契約手続きや金銭管理などを行います。

「市民後見人」とは？

弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人のことを「市民後見人」と呼びます。市が行う養成研修により、一定の知識や技術などを身に付け、家庭裁判所から「成年後見人など」として選任された人です。

65歳以上の単身高齢者や認知症高齢者の増加により、成年後見制度のニーズが高まるなか、支援を必要とする人と同じ地域で暮らす身近な存在として、新たな担い手となり、活躍が期待されているのが「市民後見人」です。

「市民後見人の活動内容」とは？

本人の意思や生活、医療・介護・福祉など、身のまわりの事柄にも目を配りながら、生活に必要な契約や支払いなどを本人と一緒に、あるいは代理で行うことで、本人らしい生活ができるよう支援します。



活動にあたっての想い

さとう さちこ
市民後見人 佐藤 幸子 さん

令和元年に退職し、これから先何か人の役に立つ仕事ができたらと思い、市民後見人養成講座を受講しました。「こんな私にできるのだろうか」と不安を抱きながらも、講座終了後は、社会福祉協議会の法人後見支援員として活動を始めました。

社会福祉協議会の方が優しく指導してくださったことで、不安もなくなり、初めて担当した方への毎月の訪問をスタートできました。その方の心身の状況や将来の不安などをしっかりと傾聴することや状態観察することで、ご利用者さまの声を聴き、そっと寄り添える使命感を持って支援しています。



市民後見人になりませんか？

養成講座を修了すると、後見人候補者として登録ができます。その後は、フォローアップ研修を受講したり、支援活動の経験を積んだりすることで、家庭裁判所から選任を受け、市民後見人としての活動が始まります。

市では、市民後見人が円滑に活動を進めていけるよう、県・市社会福祉協議会と連携しながら活動の支援を行っています。

成年後見制度や市民後見人に関する相談は、地域包括支援センターへご連絡ください。